

改正概要説明書	
国名： シンガポール	法令名： 特許法
改正情報： 2019年11月21日施行	
<p><b>改正概要：</b>  シンガポールにおいて、裁判所及び特許庁での知的財産紛争の効果的な解決の促進を目的として知的財産紛争解決法(Intellectual Property(Dispute Resolution)No.23 of Act2019)が2019年9月13日に施行となった。これに伴い、特許法、著作権法、地理的表示法、種苗法、意匠法、商標法が改正され、その一部は2019年11月21日施行となった。特許法に関しては、第32条(第三者情報提供制度)及び第38A条(特許付与後の再審査請求制度)も当該知的財産紛争解決法に明記されているが、施行時期は2020年12月時点では未定。2019年11月21日施行の特許法の一部改正の概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特許付与後の権利に関する訴訟での裁判所の役割が明確化された。(第47条, 第80条)</li> </ul>	
<p><b>改正内容：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第47条</b>  (9)において、特許付与後における裁判所の決定に関して明確化された。</li> <li>・ <b>第80条</b>  (11)は新設項である。</li> </ul>	